

呉市教育委員会議題
(令和6年5月30日定例会)

呉市教育委員会

令和6年5月30日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 報告第9号 呉市いじめ防止基本方針について
- 4 教議第24号 請願書について
- 5 教議第25号 請願書について
- 6 教議第26号 令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 7 報告第10号 令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択手続について
- 8 報告第11号 令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項について
- 9 報告第12号 令和7年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について
- 10 教議第27号 令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 11 報告第13号 令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 12 報告第14号 令和6年度学校別児童・生徒数等について
- 13 報告第15号 広島県に対する提案事項について
- 14 教議第28号 令和7年度からの中学校給食の提供方法について
- 15 教議第29号 呉市立美術館運営審議会委員の委嘱について

令和6年5月30日

呉市教育委員会定例会日程（追加分）

- 16 教議第30号 臨時代理の承認について（令和6年度教育費補正予算）

呉市いじめ防止基本方針について

平成26年3月27日策定

平成27年4月1日改正

令和6年5月1日改正

1 策定の趣旨

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめを防止するためには、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、呉市として、いじめの問題の解決に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「呉市いじめ防止基本方針」を策定し、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し、いじめの積極的な認知につなげる。

また、いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃したり、見過ごしたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 呉市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し、ささいな変化に気付くこ

と、また、指導や介入の機会を逸することなく、継続して一緒に取り組む姿勢でいることが大切である。

学校及び呉市教育委員会は、常にこの基本的な考え方に立ち返り、一人一人の尊厳の大切さを心に据えながら、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、小中一貫教育の推進を通して「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校を目指して取り組んでいくことが重要であることから、児童会・生徒会を中心としたいじめ撲滅キャンペーン（年間2回実施）を実施する等、児童生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、行った側が軽く考える一方で、受けた側が深く傷ついているなど、意識に大きなギャップがあるのが特徴である。いじめを早期に発見するには、受けた側の傷つきにできるだけ早くかつ敏感に気付く必要があり、「傷つき＝心身の苦痛」を尺度として持つことを意識すべきである。

また、いじめられている児童生徒を守るために、計画的なアンケート調査（学期に1回以上、児童生徒及び保護者を対象）や個別面談を行うとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

教育相談や見守り、保護者連携等により、児童生徒の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。また、児童生徒や保護者が、それ以上の対応を望まない場合も、継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

P T Aや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

学校では、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心に、学校関係者、P T A及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

4 呉市におけるいじめの防止等に関する取組

呉市は、「呉市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推進する。

(1) いじめの防止等に係る組織

学校、家庭、関係機関等との連携や法の定める「重大事態」の調査を行うための組織は、次のとおりとする。

ア 呉市自立支援サポート委員会

「呉市自立支援サポート委員会」は、児童生徒の問題行動に関する機関（学校、呉市教育委員会、警察）に属する者その他関係者（PTA、弁護士等）で構成する。この委員会は、問題行動に関する調査研究や研究協議等を行うことにより、指導内容・方法等の充実を図り、いじめ等の問題の解決に向けた取組を行う。

イ 呉市いじめ問題等調査委員会

「呉市いじめ問題等調査委員会」は、第三者の専門家（学識経験者、弁護士、医師等）で構成する。この委員会は、「呉市いじめ問題等調査委員会条例」に基づき、学校において、重大事態又は児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態であって、呉市教育委員会がこの委員会による調査が必要と認める事態が発生した場合に、公平性・中立性を確保した調査を行う。

なお、「重大事態」を、法第28条第1項の規定に基づき、次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 呉市いじめ問題検証会議

「呉市いじめ問題検証会議」は、呉市長、呉市副市長、呉市総務部長、呉市市民部長及び呉市福祉保健部長で構成する。この検証会議は、学校において発生した重大事態等の調査結果について検証する。

(2) いじめの防止等に関する取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を進める。

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、呉市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組を行う。

エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、「困った、助けて」と言える雰囲気醸成するとともに、「困った」をしっかりと受け止めることができるよう、「もしもし相談電話」「24時間子供SOSダイヤル」等の相談窓口に係るリーフレットやカードを配付したり掲示したりして、周知する。

オ 保護者が、法第9条に規定された責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。

キ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を進める。

ク いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、学校に対し必要な指導・支援を行う。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」や「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直し

ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。

イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。

また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加を確保する。

ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。

エ 学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

オ 策定した基本方針が機能しているか否かの検証及び見直しを、毎年度末までに行う。

カ 学校評価において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(2) いじめの防止等に係る組織

ア いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まず組織的に対応するため、また、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止委員会」を設置し、校内組織に位置付ける。

イ 学校に、教職員、児童生徒、保護者等による「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を設置し、年間を通して、いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。児童生徒や保護者へのアンケート調査結果、相談窓口の利用状況及び取組状況について、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」における情報共有や意見交換の場を、学期に1回以上設定する。

(3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

ア いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの抑止につなげる。

イ どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

ウ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

エ 人間関係を築くためのスキルを身に付けるためのトレーニング等を通じて、コミュニケーション能力を育成する。

オ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

カ いじめをした児童生徒への指導に当たっては、いじめを受けた児童生徒の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら指導する。

キ 「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」である情報モラルを身に付けさせるため、各教科等との関連も大切にしながら、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動や、SNSとの正しい付き合い方等、インターネット上のトラブルを未然に防止するための取組を推進する。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

ア 児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置するなどして、児童生徒が主体的に活動できるよう支援する。また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進する。

イ 児童生徒一人一人が児童会・生徒会を中心とした主体的な活動を通して、いじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは絶対に許さないという心を育むとともに、発達段階を考慮した継続的な取組及びいじめゼロを目指した学校の風土、環境の醸成を図るために、児童生徒、教職員、保護者及び地域が一体となった「いじめ撲滅キャンペーン」を年間2回実施する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

「児童生徒一人一人の発達を支える取組を組織的に進める」生徒指導を可能にするため、「チーム学校」として機能する生徒指導体制を構築する。また、児童生徒のレジリエンス（心の回復力）の育成やSOSを出すことのできる児童生徒の育成に向けた取組を、年間1回以上実施するとともに、児童生徒が困っていることや助けてほしいことなど、何でも相談できる安全・安心な学校環境づくりに向けて、深い児童生徒理解を基盤とした教育相談体制を構築する。

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応、法の内容、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上等に係る校内研修を年間1回以上実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に向け、学期に1回以上、アンケート調査及び個別面談を実施する。なお、アンケート調査の実施に当たっては、児童生徒の実

態等を見ながら、調査方法（記名式、無記名式）や回答方法（学校で回答、自宅に持ち帰って回答）についても検討する。

エ アンケート調査や個別面談等で得た全ての情報について、確実な事実確認を行い、適切な対応を迅速に行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。また、「いじめ撲滅プロジェクトチーム」に「保護者による相談窓口」を設置し、保護者等がいじめに係る相談を行いやすい体制を整備する。

キ いじめ発生時の対応マニュアルの作成及び見直しを行う。

ク 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招へいする。

(6) 警察への相談・通報

・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる次のようないじめ事案等に対しては、法第23条第6項に基づき、直ちに、警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

ア 学校の内外で発生した児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案

イ いじめを受けた児童生徒又は保護者のいじめをした側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

ウ 匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案

(7) 重大事態発生時の対応

呉市教育委員会の指導の下、対応マニュアルに基づいて、緊急対応チームを編成し、アンケート調査や個別面談等の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための対応を行う。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生した場合、学校及び呉市教育委員会は、速やかに次の措置を執る。

ア 学校は呉市教育委員会に報告し、呉市教育委員会は呉市長に報告する。

イ 呉市教育委員会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「調査」という。）を行う主体として、学校が主体となるか、呉市教育委員会が主体となるかを判断する。

ウ 学校が主体となって調査する場合は、緊急対応チームを編成し、呉市教育委員会の指導助言の下、調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告する。

エ 呉市教育委員会が主体となって調査する場合は、その判断により、「呉市いじめ問題等調査委員会」に調査を依頼する。「呉市いじめ問題等調査委員会」は、調査を行い、その結果を呉市教育委員会に報告する。

オ 呉市教育委員会は、ウ又はエの調査結果を呉市長に報告する。

(2) (1)オの報告を受けた呉市長は、必要と認める場合、次の措置を執ることができる。

ア 「呉市いじめ問題検証会議」を開催し、報告内容等について検証し、呉市教育委員会に対して再調査を要請する。

イ 「呉市総合教育会議」を招集する。

ウ 呉市教育委員会を通して広島県教育委員会に、「広島県いじめ問題調査委員会」による調査を要請する。

7 「呉市いじめ防止基本方針」の公表等

「呉市いじめ防止基本方針」は、呉市 (学校安全課) ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

教議第24号

請願書について

1 請願者

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま

2024年4月22日

呉市教育委員会
教育長 様

2025年度使用中学校教科書の採択に係る請願

教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま

共同代表 石原 颯
内海 隆男
菊間 みどり
柴田 もゆる

連絡先（事務局）岸 直人



2025年度使用中学校教科書採択に係り以下請願する。

（請願項目）

1 日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を採択すること

（理由）

学習指導要領の「内容項目」が日本国憲法や条約の理念に違反するものであったならば、当然憲法や条約が優先されるべきものである。

例えば、小学校5・6年「道徳」学習指導要領では「国際理解、国際親善」の内容項目に「他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚を持って国際親善に努めること。」、中学校「道徳」では「優れた伝統の継承と、新しい文化の創造に貢献すると共に、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。」と示している。

しかし、「日本人としての自覚を」日本以外の民族や国籍の子どもたちに強制することはあってはならないし、子どもに強制に違和感を持たせたり、外国にルーツを持つ子どもを排除する意識を育てたりする教育はあってはならない。

従って、上記内容項目につき、貴教委は学校教育において、他民族のアイデンティティを尊重し、基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を進めることと矛盾しない教科書を採択する必要がある。

また、教育基本法には、「愛国心」につながる目標があるが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めている。したがって、偏狭なナショナリズムを煽るような内容に十分留意し適正な教科書を採択する必要がある。

2 選定委員会での意思形成終了後速やかに「観点・視点・方法」を公開すること

（理由）

各市町情報公開条例では概ね不開示情報として「機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に

利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を挙げている。しかし、貴教委は「採択が終了するまでが意思形成過程であるから、採択結果の発表以前には視点・方法は公表しない」との立場で選定委員会終了後遅滞なく公表することをしていないとしても、その時点での非開示情報にはあらず、貴教委が採択前に「観点・視点」を公開した場合、一連の採択業務の公正かつ能率的な遂行を妨げることにともならない。その一例として、大竹市教委は昨年の採択期間に「視点」をHPで公表しているが採択に混乱はなかった。

むしろ、教科書展示会場で教員や市民が教科書を見る際、貴教委がどのような「視点・方法」で教科書採択を進めるのかが分かっているならば、非常に数の多い教科書をただ漠然と眺めるのではなく、深く分析的に焦点を絞って教科書を読むことができるから、「市民の教育行政参加を実現することに資する」ことを推進する情報公開条例第1条（目的）に即したものだといえる。

また、過去呉市では2015年度中学校歴史・公民教科書採択において、市長若しくは特定政治勢力が呉市教委に特定教科書を採択させるような働きかけをして、「視点・方法」を特定教科書に有利に改ざんしたり、「調査研究報告書」「選定委員会答申」を特定教科書に有利に評価したりした違法採択をしたりとの疑念が未だぬぐい去られず、教科書採択の公正性の信用を失墜した。

市民の教育への参画を促進し、不当な特定政治勢力の介入を未然に防止するために、情報公開条例に則って選定委員会での意思形成終了後速やかに「視点・方法」を公開する必要がある。

3 教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させることを採択基本方針に明記すること （理由）

貴教委の調査員は「校長、教員等」で構成されているが、調査員は採択区の教員の教科書に関するおおよその意見を把握しているわけではない。調査員は選定委員会の示した、視点・方法に沿って教科書の特徴を整理することが主な任務であり、採択区の多くの教員がどの教科書が使いやすいか、子どもたちに適しているかについて報告することなどは多くの場合求められていない。しかし、それでは貴採択区の子どもたちに最も適した教科書を採択することができないのではないかと。採択区の子どもたちに最も適した教科書を採択するためには毎日子どもたちと向き合う学校現場の教員の意見を採択に反映させる必要がある。そのためには教科書を実際に使う教員の意見を採択に反映させる方法を教科書採択基本方針に具体的に明記すること。

4 教科書展示会で、希望があれば教科書の写真を撮らせること （理由）

教員も市民も展示会場でゆっくり教科書を読むことはできない。必要な部分を写真に撮り、持ち帰り教材研究や比較検討ができる。

現在、文部科学省本庁内では無料で100枚のコピーが可能である。広島県内では、

広島市、廿日市市、福山市、大竹市、海田町、熊野町、三原市、庄原市が撮影可能である。

教議第 25 号

請願書について

1 請願者

教科書ネット呉

呉市教育委員会

教育長 寺本 有伸 様

中学校教科書採択についての請願



教科書ネット呉

共同代表 岩崎智寧 花岡美紀

連絡先 大島浩司

はじめに

今年の中学校教科書の採択に関しまして請願を行ないます。すでに選定委員会、調査研究委員会も数回開かれていると察します。今後、6 月には教科書展示、8 月には教科書採択の教育委員会会議となると思います。

私たちは 4 年前（2020 年）の中学社会歴史分野の採択資料を分析しました。その結果、教科書の調査・研究の観点・視点・方法の問題、調査・研究の結果の問題、「総合所見」にある問題をつかみました。そして、その原因として、調査・研究の期間が短く、固定されたメンバーが手際よく、言葉を変えればてっとり早く済ましたからだと思うことに至りました。よって、そのことについて改善を求めます。

(1) 20 年度中学社会歴史的分野の「調査・研究報告書」および「総合所見」から見える問題

2020 年中学社会科教科書・歴史的分野（呉市）

観点		視点		方法
(ア)	基礎・基本の定着	①	学習課題の示し方	1 時間ごとの学習課題の記載の仕方と記載例
		②	我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てるための工夫	文化遺産の示し方, 神話・伝承等に関する記載内容
		③	国際社会で主体的に生きていくための基盤となる知識・技能を身に付けさせる工夫	日本に影響を与えた文化交流に関するコラム等の数と内容
(イ)	主体的に学習に取り組む工夫	④	単元の導入における工夫	各単元の導入において, 興味・関心をもたせるための工夫の具体例
		⑤	課題の設定, 整理・分析, 振り返りを展開するための構成上の工夫	「身近な地域の歴史」で示している調べる手順・方法及び記載の仕方
(ウ)	内容の構成・配列・分量	⑥	単元や資料等の配列・分量	各時代区分のページ数
		⑦	主権者育成のための工夫	古代, 近代, 現代における民主主義の来歴や人権思想の広がり記載内容
(エ)	内容の表現・表記	⑧	学習内容との適切な関連 付けがなされた絵図・写真等の活用	資料の種類と掲載数
		⑨	掲載されている情報を精選し, 視	ユニバーサルデザインに関する配慮が

			点を明確にする工夫	なされたフォント、グラフ、レイアウト等
(オ)	言語活動の充実	⑩	目的に応じて適切に表現する力を育てるための工夫	単元末における「時代の特色」をまとめる学習の具体

- ① 観点（ア）「基礎・基本の充実」の観点②の方法に「文化遺産の示し方、神話・伝承等に関する記載内容」とありますが、報告書に「記載内容」について言及がありません。ただ、「古事記」「日本書紀」に関する「本文の抜き書き」があるだけです。以下の資料は報告書の該当部分です。

【社会（歴史的分野）】

観 点	基礎・基本の定着
視 点	②我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てるための工夫
方 法	○文化遺産の示し方、神話・伝承等に関する記載内容

発行者	調査・研究内容
東書	『文化遺産の示し方』 ○ 資料に「国宝」「重要文化財」「世界遺産」「世界の記憶」「無形文化遺産」のマークを付けている。 ○ 巻頭の見開き2ページに「日本の国宝・重要文化財」をまとめている。 『神話・伝承等に関する記載内容』 【本文】 ○ 「国家の仕組みが整い、国際的な交流が盛んになると、日本の国のおこりや、天皇が国を治めることの由来を説明しようとする動きが朝廷の中で起こりました。そこで、神話や伝承、記録などを基に歴史書の『古事記』と『日本書紀』が作られました。また、全国に命じて、自然・産物・伝承などを記した『風土記』が国ごとに作られました。」 【特設ページ】 ○ 「現代に生きる神話」 2ページにわたって、『記紀神話』の成立』『記紀神話』の展開「日本の神話と世界の神話」「島根県と神話」「宮崎県と神話」を記載している。

そして、その本文には大きな違いがあります。ほとんどの教科書が、「古事記」「日本書紀」は「天皇が国を治める正統性（または由来）を明らかにするために作られた」とあるのに対し、A社は「わが国の歴史」「神々の物語や代々天皇の業績を記した」と記述しています。「神々の物語」はともかくとして「天皇の業績」が「わが国の歴史」とされているのです。こういう違いがあるのにもかかわらず「記載内容」に踏み込んでいないため、内容の吟味がされていません。これで教科書を選ぶことはできません。

※下線部は請願提出者による。

- ② 指導要領の「内容の取扱い」には、「古事記、日本書紀、風土記などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。」とあります。

ところが、ある教科書は特設ページを設けて、「神話は歴史の事実そのものとはいえませんが」としながら、次のような記述があります。

一方、天照大神は、その孫ニギノミコトを地上につかわし、この地を治めるように命じました。このとき天照大神はニギに、八咫鏡（鏡）、八咫瓊勾玉（宝石）、草薙剣（剣）をあたえたといいます。これらは「三種の神器」とよばれ、天皇が即位するとき、代々受けつがれることになっています。

これだと中学生は事実と神話とを混同してしまいます。指導要領の「当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせる」ことから逸脱しています。また、事実でないことをたくさん書くと、大事な事実が減らされてしまいます。そういうことを「綿密に調査・研究」すべきです。

例に挙げたように、「調査・研究報告書」は「コラム」や特設ページの「タイトル」と内容が20～50字で書かれているだけで「記載内容」については言及していません。

そして、「総合所見」ではこれらの調査・研究結果すら省かれています。結局、採択においては「記載内容」は必要ないということでしょうか。

(2) 「観点・視点・方法」にある問題

- ① 観点（イ）「主体的に学習に取り組む工夫」は、指導要領改訂の基本方針のひとつである「主体的・対話的な深い学び」に対応する観点だろうと思われますが、呉市の視点は「単元の導入における工夫」で、方法は「各単元の導入において、興味・関心をもたせるための工夫の具体例」となっています。

観 点	主体的に学習に取り組む工夫
視 点	④単元の導入における工夫
方 法	○各単元の導入において、興味・関心をもたせるための工夫の具体例

発行者	調査・研究内容
	【構成の概要】 見開き2ページにわたり、絵図と人物や歴史的事象のイラストを用いた年表を掲載し、資料の読み取りやグループ学習について示している。また、キャラクターの問いにより、章及び各節の学習課題を導くよう構成している。 （近世の日本） ○ 章の学習課題 「近世では、どのようにして社会が安定したのでしょうか。」（p.99） ○ 各節の学習課題 ・「ヨーロッパ人との出会いを経て、なぜ戦乱の世が終わりをむかえたのでしょうか。」（p.100） ・「なぜ江戸幕府の支配は約260年も続いたのでしょうか。」（p.114） ・「産業や文化が発達し、都市が繁栄する中で、なぜ幕府は改革をせまられたので

実際、これで調査・研究した「報告書」を見ると、ある社の教科書は「「・・・見開き2ページにイラストを用いた年表を掲載し、資料の読み取りやグループ学習について示している。また、キャラクターの問いにより、章及び節の学習課題を導くよう構成している。」とされています。また、「総合所見」では、「各単元の導入に

において、興味・関心をもたせるための工夫が充実している。」「キャラクターの問いかけから章の課題及び各節の学習課題を導くよう構成しており、主体的な学習に取り組みやすい」とされています。

しかし、これは違うのではないのでしょうか。指導要領は次のようになっています。「オ 深い学びの鍵として『見方・考え方』を働かせることが重要になる」「どのような考え方で思考していくのか」といって、そのために、時代や社会の様子を「多面的・多角的に考察し、表現すること」。

ここでいう「多面的・多角的な考察」、分かりやすく言えば「ちがった角度からものを見る」こと、歴史でいえば「民衆の視点から見る」「他国の立場から見る」ということで深く考えさせることが大事です。まさに「鍵」となることなのです。

そうあるべきなのに、呉市の観点・視点・方法のなかに「多面的・多角的に考察」する言葉がありません。今年の採択では「多面的・多角的」な視点で調査・研究をしてください。

② 「キャラクターの問いかけ」なんかは「主体的・対話的な深い学び」とは全然ちがうものです。むしろ、「誘導的で枠をはめた学び」となるでしょう。そういうことを考慮してキャラクターを廃止した教科書会社もあります。今年の採択では、「キャラクター云々」はなくしてください。

③ 調査・研究委員が現場の教員から「指名」されるわけは、日々生徒を前に授業を実践する（創る）立場になる「専門家」だからです。調査・研究委員の教員が「この教科書で教えたい」ということを最優先で採択するシステムに近づけてください。

(3) 「観点・視点・方法」にある問題」(その2)

① 観点(ウ)「内容の構成・配列・分量」について、「総合所見」はつぎのようになっています。

観点3 内容の構成・ 配列・分量	・総ページ数 304 ページ ・各時代区分とも、適切な分量である。	・総ページ数 310 ページ ・各時代区分とも、適切な分量である。	・総ページ数 306 ページ ・各時代区分とも、適切な分量である。	・総ページ数 294 ページ ・各時代区分とも、適切な分量である。	・総ページ数 328 ページ ・各時代区分とも、適切な分量である。	・総ページ数 314 ページ ・各時代区分とも、適切な分量である。	・総ページ数 308 ページ ・各時代区分とも、適切な分量である。
------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

どの社も「総ページ数」こそ違え、「各時代ごと、適切な分量である」と判を押したような評価です。つまり、この「観点」では社ごとの違いはわからないということ。こういう違いが出てこないような「観点」はなくしてください。

以上のことを踏まえて、具体的に次のことをお願いいたします。

1. 日本国憲法や子どもの権利条約等の精神の尊重及び基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を重視した教科書を選採すること

(理由)

学習指導要領の「内容項目」が日本国憲法や条約の理念に違反するものであれば、当然憲法や条約が優先されるべきものです。

例えば、小学校5・6年「道徳」学習指導要領では「国際理解、国際親善」の内容項目に「他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚を持って国際親善に努めること。」、中学校「道徳」では「優れた伝統の継承と、新しい文化の創造に貢献すると共に、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家及び社会の形成者と

して、その発展に努めること。」と示しています。

しかし、「日本人としての自覚」日本以外の民族や国籍の子どもたちに強制することはあってはならないし、子どもに強制に違和感を持たせたり、外国にルーツを持つ子どもを排除する意識を育てたりする教育はあってはなりません。

従って、上記内容項目につき、貴教委は学校教育において、他民族のアイデンティティーを尊重し、基本的人権、平和主義、民主主義、多文化共生を進めることと矛盾しない教科書を選択することが必要です。

また、教育基本法には、「愛国心」につながる目標がありますが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めています。したがって、偏狭なナショナリズムを煽るような内容に十分留意し、適正な教科書を選択することが必要です。社会科は主権者を育てるものです。戦前の国史教科書のような教科書は採択すべきではありません。

2. 「専門性のある教員などの綿密な調査研究」を保障してください。

(具体的には)

- (1) 本文の「抜き書き」や特設ページやコラムの「タイトル」と「数」ではなく、「記載内容」について吟味してください。
 - (2) 「観点・視点・方法」について前回(4年前)のものを踏襲することなく、きちんと今の教育課題に応えたものにしてください。アクティブ・ラーニングや「主体的で対話的な深い学び」が今の教育課題です。
 - (3) 「キャラクターの問いかけ」などは「誘導的で枠をはめた学び」にしかありません。そういうことで教科書を選ばないでください。
 - (4) 違いが出ない「観点・視点・方法」は別のものに換えてください。
 - (5) 昨年の小学校教科書採択であったようなQRコードの数で採択するようなことを止めてください。
- (理由) (1)～(4)は本請願の前文にある通りです。(5)については、昨年11月に提出した請願に理由を付しております。

3. 調査・研究の期間を十分にとって、綿密で専門的な研究を保障すること

(理由)

23年度小学校の教科書採択に係わり、7月7日から27日までの20日間での調査・研究。また、20年度の中学校教科書採択でも、7月1日にスタートして、27日後の7月28日に調査・研究を完了。しかも校務が忙しい時期にこれでは「綿密な調査・研究」を行うことはできないばかりか、「働き方改革」の点からも問題があると考えます。本年度の中学校の教科書採択に係わり、ゆとりがある時期に、時間をかけて調査・研究すべきと考えます。

「採択日程」は教育長の権限でありますから、今回の採択から調査・研究の日程をゆとりあるものにしてくだ

さい。

4. QRコードに偏重した教科書採択はやめること

(理由)

デジタル教材のなかのQRコードに偏重した教科書採択が昨年の小学校教科書採択で見受けられました。そもそもQRコードは附属品であり、教科書検定の対象でもありません。安易にQRコードやインターネット情報に依存してしまう教科書の在り方は問題です。また、授業は教員が子どもと創り出すものです。理科の実験もインターネットを見てすましたことにすることに懸念を感じます。まして、「学校を休んでも、家で動画を見て振り返ることができる二次元コードはとても大事(2023年度「選定委員会会議録」P15保護者代表の発言)」という考え方も問題です。見た限りそういう二次元コードはありません。QRコードがあるかどうか、多いか少ないかで教科書の良し悪しを判断しないでください。

また、「朝日新聞」の記事から、

- ・古文の朗読などを聞かせたりして活用。「生徒の食いつきがよく理解も早い。増えるのは大歓迎」(公立中50代の国語教諭)という声がある一方、
- ・東北地方の英語教諭は、不登校の生徒や英語が苦手な生徒が自学する際に効果が大きいと見る。ただ、本来は教室で生徒同士考えながらやり取りさせるべきところを、映像を見せて「教えた」としてしまう教員がいるのが気になるという。「コンテンツに頼りすぎると、生徒が自分で表現を考える力も応用力もつかず、教員の指導技術も上がらない。使い方が重要になる」と。
- ・また、「授業の時間が限られているなか、対話的な活動に使う時間も必要で、デジタル教材まで扱いきれないのが正直なところ」(30代社会科教諭)という声も。
- ・「動画を見るより自分の手を動かして実験する方が印象に残るし、『理論通りの結果が出ない』という経験も積める。動画だけつまみ食いする生徒が出かねない」(理科教諭)の声。

5. 調査・研究委員が特定の教員に偏っていることの是正を求めます

(理由)

調査・研究委員の「指名」について、私たちが2011年から2020年までの4回の中学校社会科の調査・研究委員を調べたところ、4回続けて委嘱された者が6名(23%)、3回続けて委嘱された者が4名(15%)、合せて10名(38%)を占めていることが判明しました。この委員の「指名」(委嘱)が特定の者に偏っているという事実は委員の側からすると「一種の特権意識」を生んだのではないかと考えます。

私たちに、「あなたたちは作業するだけ」「教科書を決める人は別にいる」ということを指導主事から聞かされたという声も寄せられました。その結果、子どものために「最良の教科書」という意識ではなく、「上の者には逆らえない」という意識を生んだのではないかと考えます。

調査・研究委員を選ぶ際、幅広い意見を教科書採択に反映させるため、呉市の教員へ機会均等の原則の徹底を求めます。

6. さらに市民に開かれた教科書採択にするために以下のことを求めます

貴教育委員会は、教科書採択の結果、会議録、資料等を市民に公表されてきました。その献身的な努力に敬意を表します。しかし、去年は遅滞なくされるはずのものが2か月以上かかってしまいました。また、教科書

採択に市民が参画しにくい状況が多々あります。

(1) 採択会議の会議録・資料を遅滞なく公表すること

(理由)

去年 8 月 24 日の採択会議の会議録・資料の公表が 10 月 7 日でした。会議から 2 か月以上経ての公表でありにも遅すぎます。遅くとも、10 日以内に公表してください。

(2) 教科用図書展示を改善すること

- ① 法定展示の案内を 5 月中にホームページだけでなく、「呉市政だより」等で公表したり、マスコミに公開したりすること。また、4 年ごとに教科書が採択し直されることの意義や教科書採択のシステムを市民に分かりやすく説明し、市民の関心が高まるよう情宣すること

(理由)

現状では、ほとんどの市民が教科書採択のシステムや教科用図書展示会が開かれていることを知りません。開かれた教科書採択を推進するためには、多くの市民に知らせることが必要です。

- ② 法定展示の会場を各地域の公民館・図書館等に設置し、各市民がそれぞれの居住地から短時間で到着できるようにすること

(理由)

昨年のように生涯学習センター（つばき会館）1ヶ所では、往復 2 時間近くかけてやっと展示会場に着く人もいます。各地域の呉市民が参加しやすい環境を整えてください。

- ③ 各教育現場に巡回展示すること

(理由)

教育現場の多忙さは貴教育委員会もよくご存じのことと思います。そのため、展示会場に行き教科用図書を手にとって見ることができる教職員はわずかです。来年度新しく採用された教科書が届いたときに初めて見る教職員がほとんどです。そこで、教育現場で、日々、子どもたちと向き合っている教職員が見ることができるように教科用図書の巡回展示をしてください。期間は 1 週間程度、また、研修時間を確保し、教職員が教科用図書を見比べることができる環境を整えてください。そして、アンケート箱を設けて現場教職員の意見を活用してください。

(3) 教科用図書の写真撮影を許可すること

(理由)

展示会場にある教科用図書を読み比べたりするにはかなりの時間が必要です。一人の市民が会場に行き教科用図書を研究できる時間は限られており十分ではありません。そこで、必要な部分を写真に撮り持ち帰って調査・研究できるようにしてください。

(4) 市民アンケートを実施すること

(理由)

市民がどのような教科書を望んでいるのか、教科書を閲覧してどのような感想を持ったのか、教科書展示の

あり方についてどのような意見を持っているのか等、市民の考えを知ることは開かれが教科書採択をすすめていく上で必要ではないでしょうか。会場にアンケート用紙を設置してください。

(5) 「観点・視点・方法」を公表すること

(理由)

貴教育委員会の「観点・視点・方法」が分かれば、市民も焦点を絞ってより深く教科用図書を研究・分析することができます。また、何故その教科書が採択されたのか市民の理解もすすみます。

2015年度中学校歴史・公民教科書採択において、特定教科書に有利に「観点・方法」を改ざんされた疑念が残っており、「観点・視点・方法」を明らかにすることにより、このような疑念をなくすることができるのではないのでしょうか。

令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和6年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にのっとり、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

ア 中学校用教科用図書について

- (ア) 知識及び技能の習得
- (イ) 思考力、判断力、表現力等の育成
- (ウ) 主体的に学習に取り組む工夫
- (エ) 内容の構成・配列・分量
- (オ) 内容の表現・表記

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

- (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

呉市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

(1) 小学校用教科用図書について

ア 令和6年度においては、原則、令和5年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に掲載されている教科書のうちから行う。

イ 呉市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

a 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究する観点等を示す。

b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、呉市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び学識経験者に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

c 今年度採択する教科用図書について全ての教科等において総合所見を作成し、教育長に提出する。

(イ) 調査・研究委員においては

a 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。

b 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長及び教員等とする。

c 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科用図書」という。）を使用することが適当でない場合には、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の
採択手続について

学校教育課

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項」による。

3 日程

	内 容
4 月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5 月	○「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定
8 月	○「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））の採択手続について」及び「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項」を教育委員会会議で報告 ○選定委員，調査・研究委員の指名 ○選定委員会（原則2回実施） ○調査・研究委員の部会（原則3回実施） ○教育長へ総合所見の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

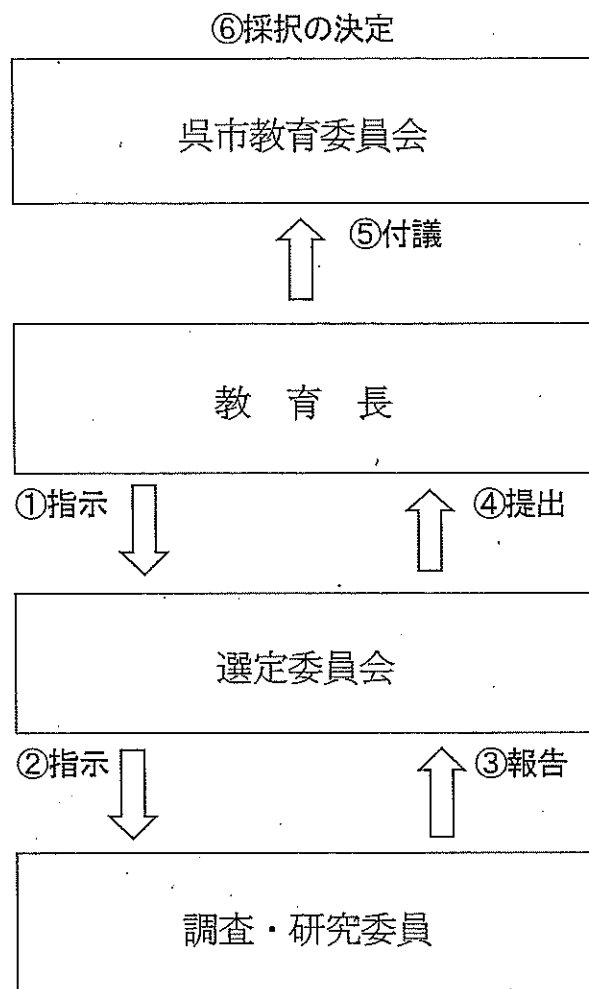
期間 令和6年6月18日（火）～令和6年7月1日（月）

日時 平日 9時30分～19時

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601室

教科用図書採択の手順【中学校・義務教育学校（後期課程）】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和7年度に呉市立小学校，中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」，「令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採択のための調査・研究要項」及び日程を示し，総合所見の作成を指示する。
- ② 「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和7年度に呉市立小学校，中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を指示する。
- ③ 観点に基づき，今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に，今年度採択する教科用図書について総合所見を作成し，提出する。
- ⑤ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 総合所見を基に，今年度採択する教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

令和7年度使用教科用図書（中学校・義務教育学校（後期課程））採
択のための調査・研究要項について

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和7年度に呉市立
小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針につ
いて」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における
義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観
点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(1) 構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(ア) 呉市立中学校長会長1名

(イ) 呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長
（以下「部会代表校長」という。）11名

(ウ) (イ)に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

イ 選定委員会は、原則として会議を2回開催する。

ウ 選定委員会は、保護者代表及び学識経験者に会議への出席を求め、その意
見を聴くものとする。保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員に依
頼する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会の会議を傍聴することができる。

(2) 任務

ア 選定委員会は、次の手順により、調査・研究する観点、内容及び範囲（以
下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委
員（以下「調査・研究委員」という。）に指示する。

(ア) 部会代表校長は、教科等の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、
選定委員会に提出する。

(イ) 選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

(ウ) 選定委員会は、調査・研究委員に観点等を示す。

(エ) 選定委員会は、観点等を決定する際、保護者代表及び学識経験者の意見
を取り入れるよう、努めるものとする。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員の調査・研究報告書を基
に、幅広い視野からの意見を取り入れ、全ての教科等において総合所見を作
成し、教育長に提出する。

(7) 部会代表校長は、調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

(4) 選定委員会は、総合所見を作成する際、保護者代表及び学識経験者の意見を取り入れるよう、努めるものとする。

3 調査・研究委員の部会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、呉市立中学校長会長の推薦を基に、教科用図書の発行種目ごとに校長及び教員等のうち7名以内を教育長が指名するものとし、発行種目ごとに部会を組織する。

イ 調査・研究委員の部会には、互選により代表者1名を置く。その際、代表者は、原則として校長又は教頭をもって充てる。

ウ 調査・研究委員の部会は、原則として会議を3回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

4 調査・研究報告書及び総合所見の様式 様式は別に定める。

令和7年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について

学校安全課

義務教育諸学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和7年度呉市立義務教育諸学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月	○「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定
8月	○「令和7年度使用教科用図書（義務教育諸学校特別支援学級用）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知 ○教科書選定会議 ○教育長へ選定理由書の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

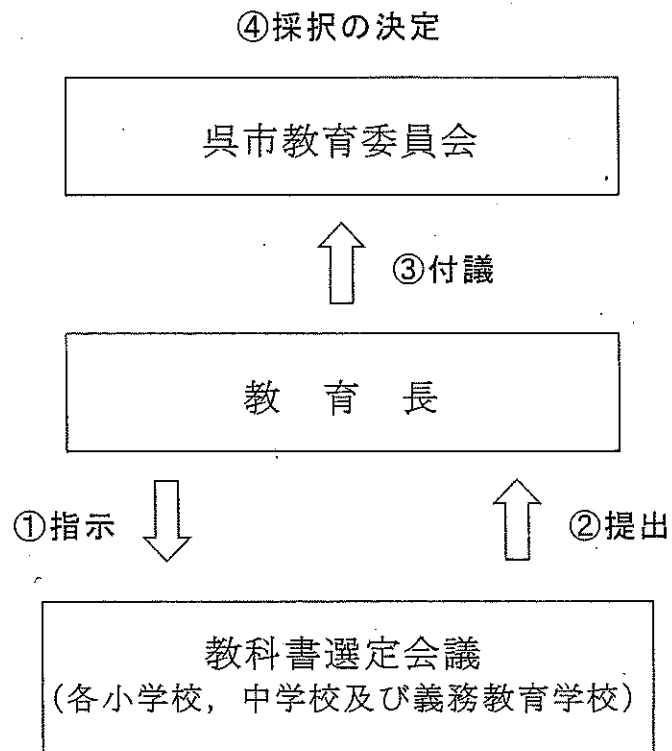
期間 令和6年6月18日（火）～令和6年7月1日（月）

日時 平日 9時30分～19時

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601集会室

教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小学校、中学校及び義務教育学校（以下「各学校」という。）に「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び日程を示し、教科用図書の選定について指示する。
- ② 各学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに、選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ④ 各学校が選定した教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和6年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとっとり、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

(1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

(2) 学校の実態や教育目標等を十分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。

(3) 保護者の経済的負担について配慮する。

3 その他

採択の手順その他に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和7年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」による。

3 日程

	内 容
4 月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5 月 8 月	○「令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で決定 ○「令和7年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究 ○教育長へ選定理由書の提出 ○教育委員会会議（採択）

※ 教科用図書の法定展示

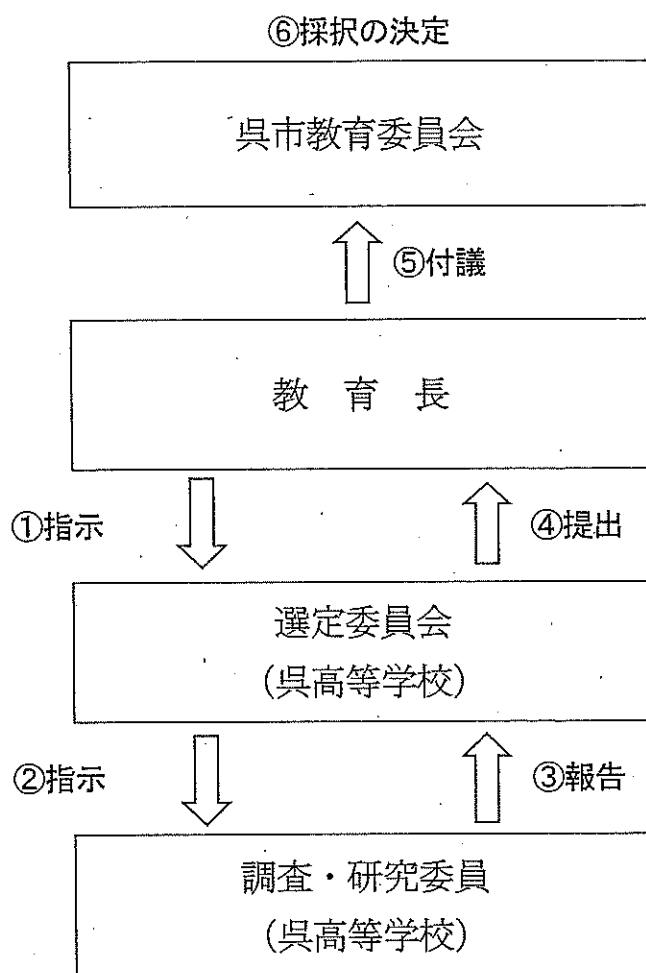
期間 令和6年6月18日（火）～令和6年7月1日（月）

日時 平日 9時30分～19時

土日 9時30分～17時

場所 生涯学習センター（つばき会館）601室

教科用図書採択の手順【呉高等学校】



- ① 「令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」，「呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱」及び日程を示し，教科用図書の選定について指示する。
- ② 「令和7年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を指示する。
- ③ 観点に基づき，教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書を選定し，選定理由書を提出する。
- ⑤ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 選定理由書を基に教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

呉市立呉高等学校教科用図書の採択に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、呉市立呉高等学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書について、呉市教育委員会が定める教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、適正かつ公正な採択手続を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 校長は、前条の目的を達成するため、学校に選定委員会を置く。

2 校長は、教科用図書に係る専門の事項を調査・研究させるため、学校に調査・研究委員を置く。

(選定の指示)

第3条 教育長は、選定委員会に、採択基本方針及び採択日程を示し、教科用図書の選定を指示する。

(選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、発行種目ごとに教科用図書を選定し、選定理由書を教育長に提出する。

2 選定委員会は、前項の事務を行うため、採択基本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査・研究するに当たっての観点を示す。

(選定委員)

第5条 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、校長、教頭及び事務長とする。

2 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。

3 選定委員会において、校長は、事務を総理し、その代表となる。

4 選定委員会において、教頭は、校長を補佐し、校長に事故があるとき又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、校長が招集し、校長がその議長となる。

2 会議は、選定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 選定委員会は、教科用図書の選定に関し、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、学識経験者等に会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

(調査・研究委員)

第8条 調査・研究委員は、第4条第2項に規定する観点に基づき、教科用図書について専門的な視野から十分かつ綿密に調査・研究を行い、選定委員会に報告するものとする。

2 調査・研究委員は、教員のうちから、校長が指名する。ただし、選定委員及び採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。

(雑則)

第9条 選定委員会は、第4条に規定する所掌事務を行うため、教育部学校教育課と必要な連携を行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から実施する。

令和6年5月1日現在

【小学校】

番 号	学 校 名	児童・生徒数												特別支援学級												編制学級数						合 計			
		通常学級						特別支援学級						通常学級						特別支援学級															
		小計						小計						小計						小計															
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年		小計	特別 支援 学級 数	
1	仁方	33	40	44	43	34	45	239	3	2	2	2	3	4	16	255	1	2	2	2	2	1	2	10	3	1	2	2	2	1	1	1	6	2	8
2	広南	9	17	9	14	16	15	80	0	0	0	0	3	1	4	84	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8
3	白岳	98	110	99	94	79	95	575	3	4	3	5	2	5	22	597	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	19	4	23	
4	広坂	79	80	90	86	88	99	522	8	8	4	5	5	3	33	555	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	18	6	24		
5	三坂地	48	57	56	52	54	56	323	3	2	5	2	4	6	22	345	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	3	15		
6	郷原	19	21	21	23	39	41	164	1	0	1	0	1	1	4	168	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	8	2	10		
7	横路	115	110	123	125	124	123	720	6	3	2	2	2	5	20	740	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	24	4	28			
8	阿賀	54	63	71	74	75	76	413	4	3	4	5	4	1	21	434	2	2	3	3	3	3	3	2	15	5	20								
9	原	16	11	22	13	21	17	100	0	1	0	1	2	0	4	104	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8		
10	警固屋	16	13	16	18	18	15	96	2	1	3	1	2	3	12	108	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	4	10		
11	坪内	14	24	20	26	26	23	133	0	1	1	1	3	0	6	139	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	3	9		
12	宮原	9	19	17	19	20	23	107	1	0	0	0	1	0	2	109	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	7		
13	和庄	23	38	36	34	38	43	212	0	0	3	1	0	0	4	216	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	10	2	12			
14	本通	31	39	27	20	26	34	177	2	3	3	1	2	1	12	189	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	2	9		
15	長追	7	12	13	18	15	20	85	0	0	1	0	0	1	2	87	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8		
16	明立	22	26	32	33	43	39	195	5	1	1	3	1	2	13	208	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	3	10		
17	莊山田	62	60	82	66	76	80	426	1	0	3	2	4	3	13	439	2	2	3	2	3	2	3	2	14	3	2	2	14	3	17				
18	奥中央	85	75	88	87	89	99	523	6	4	4	7	1	6	28	551	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	18	7	25			
19	岡城	27	20	22	16	16	16	117	0	1	3	2	4	1	11	128	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8			
20	港岡	30	22	30	29	38	34	183	1	1	1	1	0	2	6	189	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	2	9			
21	吉浦	31	35	41	31	35	39	212	3	3	1	5	0	2	14	226	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	11	4	15			
22	昭和西	35	38	56	62	54	73	318	6	1	2	2	7	2	20	338	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	11	4	15			
23	昭和中	72	77	61	75	86	92	463	3	3	5	2	8	4	25	488	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	17	5	22			
24	昭 and 南	20	17	28	26	20	32	143	0	2	4	1	0	1	8	151	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8			
25	昭 and 北	83	70	97	100	87	101	538	4	4	7	1	3	1	20	558	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	17	3	20			
26	川尻	42	45	44	40	36	47	254	3	0	3	1	1	2	10	264	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	3	15			
27	音戸	15	7	13	15	22	8	80	0	1	0	0	1	0	2	82	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8			
28	波多見	24	27	26	30	26	34	167	1	3	5	7	2	1	19	186	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	4	10			
29	明徳	9	4	7	16	8	14	58	0	0	0	0	1	0	1	59	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	7			
30	倉橋	6	7	12	6	11	15	57	1	1	1	1	0	0	3	60	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1	7			
31	蒲刈	10	1	10	3	5	4	33	0	0	0	0	0	1	2	3	36	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	1	1	1	1	1	5					
32	安浦	49	36	37	45	41	47	255	1	1	1	1	3	3	11	266	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	3	15			
33	安登	13	7	13	13	20	14	80	0	0	0	1	0	1	3	5	85	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8			
34	豊	3	7	5	5	2	3	25	0	0	0	1	1	1	3	28	1	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	4	1	1	1	1	1	6	2	8			
合 計 ①		1209	1225	1268	1257	1388	1516	8073	68	54	74	64	73	66	399	8472	52	56	56	54	58	55	331	97	428										

【義務教育学校(前期)】

番 号	学 校 名	児 童 ・ 生 徒 数												編 制 学 級 数												合 計					
		通常学級						特別支援学級						通常学級						特別支援学級											
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年		4年	5年	6年	小計	特別 支援 学級 数
	天 応	26	34	21	34	30	39	184	2	2	1	2	1	1	9	193	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	合 計 ②	26	34	21	34	30	39	184	2	2	1	2	1	1	9	193	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	3	9
①+②																															
	総 計	1235	1269	1389	1391	1418	1555	8257	70	56	75	66	74	67	408	8665	53	57	57	55	59	56	337	100	437						

【中学校】

番 号	学 校 名	児童・生徒数										編制学級数										合 計		
		通常学級					特別支援学級					通常学級					特別支援学級							
		1年	2年	3年	小計		1年	2年	3年	小計		1年	2年	3年	小計		1年	2年	3年	小計				
1	仁 方	33	48	47			128	1	1	0				2		180	1	2	2			5	2	7
2	広 南	21	17	22			60	2	0	1				3		63	1	1	1			3	2	5
3	白 岳	105	102	108			315	4	2	3				9		324	3	3	3			9	2	11
4	広 中 央	139	155	142			436	6	4	5				15		451	4	4	4			12	3	15
5	郷 原	34	51	54			139	4	2	3				9		148	1	2	2			5	2	7
6	横 路	112	121	138			371	3	4	2				9		380	3	4	4			11	2	13
7	阿 賀	77	87	93			257	6	4	3				13		270	2	3	3			8	2	10
8	警 固 屋	13	20	12			45	0	0	1				1		46	1	1	1			3	1	4
9	宮 原	40	37	40			117	4	0	0				4		121	1	1	2			4	2	6
10	和 庄	74	69	73			216	9	7	4				20		236	2	2	2			6	3	9
11	東 畑	64	63	51			178	3	2	3				8		186	2	2	2			6	2	8
12	片 山	77	62	82			221	2	0	2				4		225	2	2	3			7	2	9
13	呉 中 央	75	70	93			238	2	4	3				9		247	2	2	3			7	2	9
14	岡 城	52	45	52			149	2	0	1				3		152	2	2	2			6	2	8
15	吉 浦	39	51	51			141	5	2	1				8		149	1	2	2			5	2	7
16	昭 和	102	108	113			323	8	4	4				16		339	3	3	3			9	3	12
17	昭 和 北	144	189	153			486	10	0	6				16		502	4	5	4			13	3	16
18	川 尻	61	48	59			168	3	2	2				7		175	2	2	2			6	2	8
19	音 戸	46	58	53			157	2	4	0				6		163	2	2	2			6	2	8
20	明 徳	5	17	10			32	0	0	1				1		33	1	1	1			3	1	4
21	倉 橋	16	14	17			47	0	2	1				3		50	1	1	1			3	1	4
22	蒲 刈	8	6	9			23	0	2	0				2		25	1	1	1			3	2	5
23	安 浦	54	82	63			199	2	2	3				7		206	2	3	2			7	2	9
24	豊 浜	5	6	11			22	0	0	1				1		23	1	1	1			3	1	4
合 計		1396	1526	1546			4468	78	48	50				176		4644	45	52	53			150	48	198

【義務教育学校(後期)】

番 号										見 童 生 徒 数										編 制 学 級 数					
学 校 名		通常学級			特別支援学級			合 計		通常学級			特別支援学級			合 計									
		1年	2年	3年	小 計	1年	2年			3年	小 計	1年	2年	3年	小 計										
天 志 学 園		28	24	21		73	0	0	2		2	75	1	1	1		3	4							
合 計 ②		28	24	21		73	0	0	2		2	75	1	1	1		3	4							
①+②																									
総 計		1474	1550	1567		4541	78	48	52		178	4719	46	53	54		153	49	202						